

〈緊急声明〉

国民世論に背を向ける国会の大幅会期延長に強く抗議するとともに 憲法違反の「戦争法案」の廃案を求める！

2015年6月26日

京滋私大教連四役

この間、圧倒的多数の憲法学者から「違憲」との厳しい批判を受けている「戦争法案」（安全保障関連法案）の成立に向けて、自民党・公明党の両党は、通常国会の会期を大幅に延長（95日間）することを6月22日に強行採決しました。

安倍首相は、本法案を国会へ提出する前にアメリカ連邦議会で「この夏までに成就させる」（4月29日）と演説して法案の成立を宣言しました。国会会期の大幅な延長は、この「対米公約」を実行するためのものであり、この点からみても国民不在は極まっていると言わざるをえません。

憲法は国の最高法規であり、他のすべての法形式に優先する効力を持つことが明文化（憲法98条1項）されていますが、衆院安保法制特別委員会（6月5日）で、中谷防衛大臣は「現在の憲法をいかにこの法案に適応させていけばいいのか、という議論を踏まえて閣議決定を行なった」と答弁し、国会審議が一時紛糾するなど、これまで50回近く審議が中断する異常な事態となっています。

6月4日に開かれた衆院憲法審査会では、参考人として招致された3人の憲法学者全員が、集団的自衛権を可能にする法案は「違憲」とであると断言しました。6月22日の安保法制特別委員会の参考人質疑でも、宮崎礼壹元内閣法制局長官は、集団的自衛権の行使容認について「憲法9条に違反し、速やかに撤回すべき」とであると明確に主張しました。

安倍首相は歴代の政府見解を「踏まえている」と繰り返し強弁してきましたが、これまでの政府見解を担ってきた当事者が「憲法違反」とであると明言したことは極めて重要です。

こうした法案反対の包囲網が強まる中、6月18日の衆院予算委員会では、安倍首相は「従来の（憲法）解釈に固執するのは、政治家としての責任の放棄だ」と答弁するなど、全く道理のない解釈改憲を無理に正当化する主張しかできない状況となっています。

通常国会の会期は「150日間」と決まっており、会期内に審議が尽くされず、成立しなかった法案は廃案にするのが「会期不継続」の原則です。その原則を踏みこえて、戦争法案を今国会で成立させるために、3ヶ月以上も大幅に会期を延長する荒業を使ってしか通せないような法案は廃案にするしかありません。

直近の世論調査（共同通信社6月20日、21日実施）を見ても、同法案に「反対」が58.7%、「今国会の成立に反対」が63.1%、「十分に説明していない」が84%にのぼるなど、法案に異論・反対を唱える世論が前回調査よりも増加しています。

戦争法案の廃案を求める抗議行動は、全国各地で連日のように展開されていますが、6月21日には京都、兵庫、大阪などの大学生らで結成されたグループの呼びかけによる大規模な抗議行動（2200人余りが参加）が京都市内で行なわれるなど、若者や学生たちも戦争法案の廃案を求める取り組みに立ち上がっています。

私たちは、こうした国民世論に背を向ける安倍政権の政治姿勢に強く抗議するとともに、若者や学生の動きに呼応し、国民多数の力で戦争法案の廃案に向けて力を尽くすことを呼びかけるものです。